



島根県報

平成20年3月28日(金)
号外 第58号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

教委規則

指導が不適切である教員への対応に関する規則

(高校教育課)
(義務教育課)

教育委員会規則

○ 指導が不適切である教員への対応に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県教育委員会委員長 北島建孝

島根県教育委員会規則第12号

指導が不適切である教員への対応に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第25条の2及び第25条の3の規定に基づき、児童、生徒又は幼児（以下「児童生徒等」という。）に対する指導が不適切である教員への対応に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「教員」とは、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習主任、実習助手、主任寄宿舎指導員及び寄宿舎指導員（再任用職員、臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。）をいう。

○ 2 この規則において、「指導が不適切である教員」とは、次の各号のいずれかに該当する教員をいう。ただし、指導が不適切であることの原因が精神疾患である教員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する分限処分又は法第29条第1項に規定する懲戒処分に該当するものである教員を除く。

- (1) 教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導等を適切に行うことができない教員
- (2) 指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができない教員
- (3) 児童生徒等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない教員
- (4) 前3号に掲げる教員のほか、著しく社会性が欠如しており、対人関係等において学校の教育活動に支障をきたす教員

(観察及び指導)

第3条 校長は、教員の勤務の状況を観察し、児童生徒等に対し指導が不適切であると思われる教員に対し、適切な指導を行うことにより、当該教員の指導力の向上を図るよう努めなければならない。

(認定に係る申請及び報告)

第4条 指導が不適切である教員の認定については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「申請者」という。）からの県教育委員会に対する認定の申請を受けて行うものとする。

- (1) 市町村立学校に勤務する教員 申請に係る教員が勤務する学校を設置する市町村教育委員会
- (2) 県立学校に勤務する教員 申請に係る教員が勤務する県立学校の校長

- 2 前項第1号に規定する申請は、申請に係る教員が勤務する学校の校長の報告に基づき行うものとする。
- 3 第1項第2号の申請及び前項の報告をする者は、あらかじめ、当該申請に係る教員に対し、指導が不適切であると判断する理由及び第7条に規定する指導改善研修を受講させる目的を伝え、当該申請に係る教員から意見の聴取を行うものとする。

(認定に係る事実確認)

第5条 県教育委員会は、前条第1項の申請に係る事実の確認（以下「事実確認」という。）を行うため必要があると認めるときは、申請者に必要な書類の提出を求め、又は実地に調査し、関係者から意見の聴取を行うことができる。

- 2 県教育委員会は、前条第1項及び第2項の申請又は報告及び前項の事実確認の内容について、当該申請に係る教員に書面又は口頭により意見を申し出る機会を与えるものとする。

- 3 県教育委員会は、前条第1項の申請に係る教員のうち、その原因が精神疾患又は法第28条第1項第2号に該当するものである可能性がある教員については、申請者に対して当該教員が医師の診察を受けるよう指導し、必要に応じて、県教育委員会の指定した医師が作成した文書の提出を求めることができる。

(認定及び対応)

第6条 県教育委員会は、第4条第1項の申請に基づき、指導が不適切である教員の認定及び対応について決定する。

- 2 県教育委員会は、前項の決定に当たっては、あらかじめ、第12条に規定する島根県公立学校教員指導力審査委員会（第11条第2項において「審査会」という。）の意見を聽かなければならない。

- 3 県教育委員会は、第1項の決定結果について、申請者に通知する。

- 4 通知を受けた申請者は、当該申請に係る教員に決定結果を通知する。

(指導改善研修)

第7条 県教育委員会は前条第1項の規定により指導が不適切な教員であると認定された教員に対し、指導改善研修（以下「研修」という。）を受けることを命ずるものとする。

- 2 研修は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める内容とする。

(1) 所属校研修 原則として所属校を中心として研修を行い、必要に応じ教育センター等での研修を行う。

(2) 教育センター研修 教育センターを中心として研修を行い、必要に応じ所属校等での研修を行う。

- 3 県教育委員会は、研修を実施するに当たり、研修を受ける教員の能力、適性等に応じて、その教員ごとに研修に関する計画書を作成するものとする。

- 4 研修の期間は、1年を超えないものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、県教育委員会は、研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

- 5 県教育委員会は、研修実施中に分限休職処分並びに育児休業、介護休暇、産前産後休暇及び病気休暇の承認等（以下「処分等」という。）を行う場合、処分等を行う時点において研修の命令を解除し、処分等の期間が終了した後に新たに指導が不適切である教員の認定を行い、新たな研修を行うことができる。その際、処分等を行うまでに研修を実施した期間と、新たな研修の実施期間との合計は1年を超えないものとし、延長した場合でも2年を超えない範囲内とする。

(研修の成果に係る報告及び協議)

第8条 研修の成果を評価するに当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「協議者」という。）が、県教育委員会に対して協議するものとする。

(1) 所属校研修 協議に係る教員が研修を受けている学校を設置する市町村の教育委員会又は県立学校の校長

(2) 教育センター研修 協議に係る教員が研修を受けている教育センターの所長

- 2 前項第1号に規定する協議は、協議に係る教員が勤務する学校の校長の報告に基づき行うものとする。

(研修の成果に係る事実確認)

第9条 研修の成果に係る事実確認については、第5条の規定を準用するものとする。

(指導の改善の程度に関する認定及び対応)

第10条 県教育委員会は、研修を受けた教員について、研修の終了前にその成果を判断し、研修者の児童生徒等に対する

指導の改善の程度について、次の各号に掲げる区分のいずれかの認定を行い、それぞれ当該各号に定める対応を行うものとする。

- (1) 児童生徒等に対する指導が改善し、適切に指導を行える程度 指導が不適切である教員の認定を解除する。
- (2) 児童生徒等に対する指導が不適切であるが、更に研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度 指導が不適切である教員の認定を解除せず、研修の期間を延長する。
- (3) 児童生徒等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度 指導が不適切である教員の認定を解除せず、研修を行わない。

2 指導の改善の程度に関する認定及び対応については、第6条の規定を準用するものとする。

(研修後の措置)

第11条 県教育委員会は、前条第1項第3号に該当すると決定された教員について、教特法第25条の3の規定に基づく免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県教育委員会は、前項の措置の決定に当たっては、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(審査会)

第12条 県教育委員会は、児童生徒等に対して指導が不適切である教員の認定等の決定の判断が客観的かつ多角的なものとなるよう、島根県公立学校教員指導力審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、教育学、医学、心理学その他の児童生徒等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）その他適当と認める者に県教育委員会が委嘱する。
- 3 審査会の委員は、指導が不適切である教員に関し、任期中及び任期終了後において守秘義務を負う。

(プライバシーの保護)

第13条 この規則に規定する手続の実施に当たっては、当該教員及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱（県立学校）及び児童生徒に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱（市町村立学校）の規定によりなされた認定その他の行為については、この規則の規定によりなされた認定その他の行為とみなす。

